

# 杉並区工事成績評定要綱

〔平成15年3月18日〕  
〔杉政経発第871号〕

最近改正 平成18年8月23日18杉並第35662号

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区工事施行規程（昭和53年杉並区訓令甲第8号。以下「工事施行規程」という。）第23条第3項及び杉並区検査事務取扱要綱（昭和56年3月23日杉総経発第2494号）第16条の規定に基づき、杉並区が施行する請負工事に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。

(評定対象工事)

第2条 評定対象工事は、一件の契約金額が250万円を超える請負工事とする。

(評定者)

第3条 評定者は、次に掲げる者とする。

(1) 杉並区契約事務規則（昭和39年杉並区規則第19号。以下「規則」という。）第53条第1項の規定により指定された監督員及びその工事を担当する係長（以下「係長」という。）並びに課長（以下「工事主管課長」という。）。ただし、係長が監督員を兼ねる場合は、この限りでない。

(2) 規則第55条第1項の規定により任命された検査員

(評定の時期)

第4条 評定の時期は、次に定めるところによる。

(1) 監督員は、原則として完了検査合格の日から14日以内

(2) 検査員は、原則として完了検査合格の日から14日以内

(評定の実施)

第5条 各評定者は、請負工事ごとに、工事成績評定表（第1号様式。以下「評定表」という。）の各評定項目について次条から第9条に定めるところにより評定を行うものとする。

(係長及び監督員が行う評定内容、方法等)

第6条 係長及び監督員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」及び「社会的貢献」の項目について、評定を行うものとする。

2 前項の評定は、工事成績評定項目別評定表（第2号様式から第5号様式。以下「評定項目別評定表」という。）により行うものとする。

3 係長及び監督員は、評定の結果を評定表及び評定項目別評定表により、工事主管課長へ報告するものとする。

(工事主管課長が行う評定内容、方法等)

第7条 工事主管課長は、前条により係長及び監督員の行った評定の結果等を総合的に判断し、評定表の各評定項目について評定を行うものとする。ただし、評定項目中「重要項目の減点」の評定については、評定項目別評定表（第6号様式）により行うものとする。

る。

2 前項により、工事主管課長が評定した結果をもって、監督員が行う工事成績評定とする。

(検査員が行う評定内容、方法等)

第8条 検査員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」の「施工管理」の項目について評定を行うものとする。

2 前項の評定は、次に定めるところによる。

(1) 評定は、検査成績評定表(第7号様式)により行うものとする。

(2) 細目の評定点の算出は、検査成績評定項目別評定表(第8号様式)により行うものとする。

3 検査員は、前項により行った評定の結果を検査成績評定表及び検査成績評定項目別評定表により、経理課長へ報告するものとする。

4 前2項により評定した検査成績をもって、検査員が行う工事成績評定とする。

5 検査員は、すべての検査を完了した後、検査成績評定表の写しを当該工事の主管課長へ送付するものとする。

(評定結果のとりまとめ)

第9条 工事主管課長は、検査員の評定点と監督員の評定点とをとりまとめ、評定表及び工事成績評定報告書(第9号様式。以下「報告書」という。)に評定結果を記録するものとする。

(評定結果の報告)

第10条 工事主管課長は、特に必要と認める評定の結果について当該工事を主管する部の部長(工事施行規程第2条第2号に規定する部長をいう。)に報告するものとする。

(評定結果の送付)

第11条 工事主管課長は、評定の結果を評定表及び報告書により、経理課長へ送付するものとする。

(評定結果の通知)

第12条 工事主管課長は、速やかに工事成績評定通知書(第10号様式)により工事請負者に評定結果を通知するものとする。

(説明責務)

第13条 工事主管課長は、前条の通知を受けた者から評定の内容について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(苦情申立て)

第14条 工事主管課長は、第12条の通知を受けた者に対し、別に定めるところにより区長等に対して、苦情申立てを行うことができることを知らせなければならない。

(実施細目)

第15条 この要綱の施行について必要な実施細目は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、

施行日前に契約を締結し、施行日以降に完了する請負工事から適用する。

- 2 工事成績評定要領（平成 8 年 4 月 1 日杉土計発第 253 号）及び杉並区営繕工事成績評  
定基準（平成 11 年 6 月 14 日杉建営発第 51 号）並びに杉並区工事検査成績判定基準（昭  
和 56 年 3 月 6 日杉総経発第 2494 号）は、廃止する。

附 則（平成 18 年 8 月 23 日杉並第 35662 号）

この要綱は、決裁日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。